

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・内部による不正利用防止のために職員に守秘義務を課している。

## 評価実施機関名

東京都府中市長

## 公表日

令和6年1月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
母子家庭等高等職業訓練促進給付管理ファイル、自立支援教育訓練給付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<番号表別表第1項番45> ・母子および寡婦福祉法による母子自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの <内閣府・総務省令> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31条の10において読み替えて準ずる場合を含む。)の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の26、30、87の項 2、情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の65の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市市民協働推進部広聴相談課 住所:〒183-8703 府中市宮西町2-24 電話番号:042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市子ども家庭部子育て支援課 住所:〒183-8703 府中市宮西町2-24 電話番号:042-335-4100

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float:right">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float:right">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float:right">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月13日	IV リスク対策		項目追加	事後	様式変更のため
令和1年6月13日	I-5-②所属長の役職名	子育て支援課長 柏木 直人	子育て応援課長	事後	様式及び組織変更のため
令和3年3月12日	II しきい値判断項目	平成31年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年1月11日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和4年1月11日	II しきい値判断項目	令和3年1月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年1月1日	I 関連情報>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	府中市政策総務部広報課	府中市市民協働部広聴相談課	事後	組織変更のため
令和5年1月1日	II しきい値判断項目>1. 対象者人数	令和3年10月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和5年1月1日	II しきい値判断項目>2. 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和6年1月1日	II しきい値判断項目>1. 対象者人数	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和6年1月1日	II しきい値判断項目>2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和6年1月1日	IV リスク対策>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)[ ] 接続しない(提供)[ ] 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か: 十分である 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か: 十分である	接続しない(入手)[○] 接続しない(提供)[○] 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か→※接続しないため未記入 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か→※接続しないため未記入	事後	実運用に即した見直しによる修正